

幌延町医療職員養成修学資金貸付条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、幌延町医療職員養成修学資金貸付条例（平成29年条例第18号。以下「条例」という。）に基づき、修学資金の貸付手続その他条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸付けの申請)

第2条 条例第4条第1項の規定による修学資金の貸付けの申請は、修学資金貸付申請書（別記第1号様式）を町長に提出してしなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請者の在学する養成施設（条例第1条に規定する養成施設をいう。以下同じ。）の在学証明書及び学校長の推薦書（既に養成施設を卒業している者にあつては卒業証明書）
- (2) 身上申告書（別記第2号様式）
- (3) 戸籍謄本又は住民票の謄本
- (4) 印鑑証明書
- (5) 健康診断書
- (6) 写真（正面、脱帽、上半身の名刺判で最近6月以内に撮影したもの。）

3 町の職員であつた者で、第1項の申請をする者は、前項の書類の添付を省略することができる。

4 第2項に掲げるほか、町長は必要と認める書類の提出を求めることができる。

(貸付けの決定)

第3条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、貸付けするか否かを決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により貸付けをすると決定した者（以下「借受者」という。）に対してはその旨を、貸付けしないと決定した者に対しては理由を付してその旨を、それぞれ通知するものとする。

3 借受者は、修学資金借用証書（別記第3号様式）を町長に提出しなければならない。

(修学資金の交付)

第4条 修学資金は、借受者の在学期間中の各月ごとに、条例第3条に定める額を、その月分の修学資金として交付する。ただし、特別な事情があるときは、在学期間内のものとまとめて一括交付することができる。

(返還明細書等)

第5条 借受者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該理由の生じた日から起算して20日以内に返還明細書（別記第4号様式）を町長に提出しなければならない。

- (1) 条例第8条の規定に該当するとき。
- (2) 条例第10条の規定により返還の債務の一部を免除されたとき。

2 借受者は、前項の規定により提出した返還明細書の内容を変更しようとするときは、返還方法変更申請書（別記第5号様式）を町長に提出して、その承認を受けなければならない。

い。

(届出)

第6条 借受者又は連帯保証人は、貸付けを受けた修学資金の返還を終了するまでの間又は返還を免除されるまでの間に、次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨の届出書(別記第6号様式)を、速やかに町長に提出しなければならない。

- (1) 借受者又は連帯保証人の住所又は氏名に変更が生じたとき。
- (2) 借受者が修学資金の貸付けを受けることを辞退しようとするとき。
- (3) 借受者が休学し、若しくは停学の処分を受け、又は復学したとき。
- (4) 借受者が養成施設を変更し、退学し、又は卒業したとき。
- (5) 借受者が条例第7条第1号又は第2号の規定に該当するとき。
- (6) 借受者が条例第9条第1項第1号から第3号までの規定に該当するとき。
- (7) 借受者が養成施設を卒業して直ちに医療職員に就かない場合であって、町長が届出を要求したとき。

2 借受者が死亡したときは、連帯保証人又は遺族は、その旨の届出書に死亡診断書又は戸籍謄本若しくは戸籍抄本を添えて、速やかに町長に提出しなければならない。

(在職期間の計算)

第7条 条例第7条第1項及び第10条第1号による医療業務に従事した期間(以下「在職期間」という。)の計算については、借用者が当該看護業務に従事した日の属する月から当該医療業務に従事しなくなった日の属する月までの月数により計算するものとする。

(返還金等の納付)

第8条 条例第8条の規定による貸付金の返還及び第11条の規定による違約金の納入は、町長の発する納付書により、指定の期日までに納付するものとする。

(返還の債務の履行の猶予)

第9条 条例第9条第2項の規定により修学資金の返還の債務の履行の猶予を受けようとする者は、返還債務の履行猶予申請書(別記第7号様式)にその事実を証明する書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、返還の債務の履行の猶予を決定するものとする。

3 町長は、前項の規定により債務の履行を猶予すると決定した者に対しては理由を付してその旨を、それぞれ通知するものとする。

(返還の債務の減免)

第10条 条例第10条の規定により返還の債務の減免を受けようとする者は、返還金(違約金)減免申請書(別記第8号様式)にその事実を証明する書類を添えて町長に提出しなければならない。条例第11条ただし書の規定による違約金の減免を受けようとする者にあってもまた同様とする。

2 町長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、減免するか否かを決定するものとする。

3 町長は、前項の規定により減免すると決定した者に対してはその旨を、減免しないと決

定した者に対しては理由を付してその旨を、それぞれ通知するものとする。

4 条例第10条の規定により免除することができる貸付金の返還の債務の額は、当該借受者が医療業務に従事した期間を義務従業期間で除して得た数値を当該借受者の返還の債務の額に乗じて得た額とする。

(その他)

第11条 前条までに定めるもののほか、借受者が履行すべき手続及び返還について、当該借受者が死亡その他やむを得ない事情により履行できないときは、その連帯保証人が代わって行わなければならない。

附 則

この規則は、平成30年1月1日から施行する。

別記第1号様式（第2条関係）

| | | |
|---|------|--------|
| 修学資金貸付申請書 | | 年 月 日 |
| 幌延町長 | 様 | |
| 申請者 氏名 | | (印) |
| <p>次のとおり修学資金の貸付を受けたいので、幌延町医療職員養成修学資金貸付条例施行規則第2条の規定により申請します。</p> | | |
| 1 本籍地 | | |
| 2 住所 | | |
| 3 氏名 | | |
| 4 生年月日 | | 年 月 日生 |
| 5 在学中の養成施設の名称 | | |
| | 科 名 | |
| | 所在地 | |
| | 入学期日 | 年 月 日 |
| 6 連帯保証人 | | |
| (1) 本籍地 | | |
| 住所 | | |
| 氏名、性別 | | 男・女 |
| 生年月日 | | 年 月 日生 |
| 職業 | | |
| (2) 本籍地 | | |
| 住所 | | |
| 氏名、性別 | | 男・女 |
| 生年月日 | | 年 月 日生 |
| 職業 | | |

| | | |
|--|--------|-------|
| 誓 約 書 | | 年 月 日 |
| 本人 | 氏名 | (印) |
| 連帯保証人 | 本籍 | |
| | 住所 | |
| | 本人との関係 | |
| 連帯保証人 | 氏名 | (印) |
| | 本籍 | |
| | 住所 | |
| | 本人との関係 | |
| | 氏名 | (印) |
| <p>修学資金の貸付けを受けることになった場合は、幌延町医療職員養成修学資金貸付条例及び同条例施行規則の条項を堅く守ることはもちろん、卒業後は、幌延町の医療職員として業務に従事することを誓います。</p> <p>万一本人に不都合なことがあったときは、連帯保証人が一切の責めを引き受けま</p> <p>す。</p> | | |

別記第2号様式（第2条関係）

| 身 上 申 告 書 | | | | | | | | |
|-----------|---|-------|-----------|-------|---------|-----------|---------|---|
| 1 | 本 籍 地 | | | | | | | |
| 2 | 現 住 所 | | | | | | | |
| 3 | ふりがな 氏 名 | | | | | | (生年月日) | 生 |
| 4 | 在学養成施設 | 名 称 | | | | | | |
| | | 所在地 | | | | | | |
| 5 | 修学資金の貸付を希望する理由 | | | | | | | |
| 6 | 学資出資者 | (氏名) | (職業) | (続柄) | | | | |
| 7 | 他の修学資金貸付の有無 | 有 ・ 無 | (出資者及び月額) | | | | _____ 円 | |
| 8 | 学 歴 今まで教育を受けたいっさいの教育機関について年代順に記載すること。中途退学の場合は、その理由を記事欄に記載すること。 | | | | | | | |
| 修学期間 | 学 校 名 | 所 在 地 | 記 事 | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 9 | 経 歴 今まで就職したことがあればその在職のすべてについて年代順に記載すること。 | | | | | | | |
| 在職期間 | 勤 務 先 | 所 在 地 | 仕 事 の 内 容 | 給 与 | 退 職 理 由 | | | |
| | | | | | | | | |
| 10 | 家族の状況 | | | | | | | |
| 氏 名 | 年 齢 | 続 柄 | 職 業 | 月 収 入 | 健 否 | 同 別 居 の 別 | 記 事 | |
| | | | | | | | | |
| 11 | 学 業 成 績 現に在学する養成施設の長の発行する学業成績表を添付すること。ただし、在学1年目の者にあつては、入学直前の学校の長又は養成施設の長の発行する卒業成績表を添付すること。 | | | | | | | |

別記第3号様式（第3条関係）

修学資金借用証書

次のとおり借用しました。

については、幌延町医療職員修学資金貸付条例及び同条例施行規則の条項を誠実に守り、相違なく返済します。

年 月 日

借受者 住所
氏名 印

連帯保証人 住所
氏名 印

連帯保証人 住所
氏名 印

| | | | |
|------|-----------------|----------------|----|
| 借受金額 | 円 | | |
| | ただし、 月額 円として | 年 月から 年 月まで | 月分 |
| 備考 | 停止期間 修学資金の別 | | |

別記第4号様式（第5条関係）

| | |
|---|-----------------------------|
| 返 還 明 細 書 年 月 日 幌延町長 様 借受者 住 所 氏 名 印 生年月日 年 月 日生 | |
| 次のとおり修学資金を返還いたしたいので、幌延町医療職員養成修学資金貸付条例施行規則第5条第1項の規定により提出します。 | |
| 借 受 金 額 | 円 ただし、月額 円として 年 月 日から 月分 |
| 返 還 期 間 | 年 月 日から 年 月間 |
| 返 還 方 法 | 種 別 |
| | 支 払 日 |
| | 1回の払込金額 |
| 払込みの方法 | |
| 備 考 | |

別記第6号様式（第6条関係）

| | | | | |
|---|-------|----------|-------|-------|
| <p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">届 出 書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">幌延町長 様</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">借受者又は連帯保証人 住 所</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">氏 名 印</p> | | | | |
| <p>1. 下記のとおり事案が発生しましたので、届出をします。</p> | | | | |
| 氏名又は住所の変更年月日 | | | 年 月 日 | |
| ふりがな 氏 名 | 変更前 | | 変更後 | |
| 住 所 | 変更前 | | 変更後 | |
| 休学又は 停学した 年月日 | 休 停 学 | 年 月 日 | 復 学 | 年 月 日 |
| 退学した 年月日 | 年 月 日 | | | |
| 死亡した 年月日 | 年 月 日 | | | |
| 業務継続困難 又は返還困難 | 年 月 日 | 困難 理由 | | |
| 臨 床 研 修 開始年月日 | 年 月 日 | 研修 期間 | | |

2. 下記の理由により町の医療職員として就かないので届出をします。

| |
|---------------|
| |
| 町内に居住する場合は連絡先 |

別記第7号様式（第9条関係）

返還債務の履行猶予申請書

年 月 日

幌延町長 様

申請者 住所
氏名 印

次のとおり幌延町医療職員養成修学資金貸付条例第9条第2項の規定による返還債務の履行を猶予していただきたいので、同条例施行規則第9条の規定により関係書類を添えて申請します。

- 1 未返還額 円
- 2 猶予期間 年 月 日から 月 日まで
- 3 申請の理由
- 4 添付書類 (申請の理由を証明する書類)

別記第8号様式（第10条関係）

返還金（違約金）減免申請書

年 月 日

幌延町長 様

申請者 住 所
氏 名 印

次のとおり幌延町医療職員養成修学資金貸付条例第10条（第11条）の規定による返還金（違約金）の減免をしていただきたいので、同条例施行規則第10条の規定により関係書類を添えて申請します。

- 1 借 受 者 氏 名
- 2 借 用 金 額 円
- 3 返 還（違約金）額 円
- 4 減 免 申 請 額 円
- 5 申 請 の 理 由
- 6 添 付 書 類（申請理由を証明する書類）

注 本人の申請が不可能な場合の申請者は、連帯保証人とする。